

仕 様 書

1 業 務 名

防府市制施行90周年記念 開設77周年記念競輪テレビCM制作・放映広告

2 委 託 期 間

業者決定の日から令和9年3月31日（水）まで

3 目 的

本業務は、令和8年10月31日（土）～令和8年11月3日（火・祝）に開催する「防府市制施行90周年記念 開設77周年記念競輪 周防国府杯争奪戦」に向け、地元主力選手やイベント告知等のスポットCMを制作し、テレビで放送することで、新たなファン層の拡大、イメージアップを図ることを目的とする。

4 業 務 内 容

防府市制施行90周年記念 開設77周年記念競輪のテレビCM制作・放映広告

5 企 画 提 案 条 件

下記企画条件に沿った提案等を行うこと。ただし、発注者より特段の指示があればその内容に従うものとする。

(1) テレビCM放映

発注者が提供する素材等を活用して、テレビスポットCM（15秒）を制作し、下記のとおり放送する。

① 放送するテレビ局

山口県3局：山口放送（KRY）、テレビ山口（TYS）、山口朝日放送（YAB）

※少なくとも、1局以上で必ず放送すること。

② 放送期間

令和8年10月中旬～10月30日（金）

※詳細は、受注者と協議する。

③ 放送回数及び放送する時間帯

放送回数については、120回以上とする。時間帯については、のべ視聴率（以下「GRP」という。）、タイムランク及び経費を総合的に勘案して、放映効果が最大となるよう放映計画を作成し、枠取り案を提示すること。

④ 留意事項

・放映にあたっては、あらかじめ放映時間帯ごとの放映件数、放映により得られるGRP等の放映計画について、発注者の了解を得たうえで着手すること。

・防府競輪場内及び防府競輪ホームページ等でも放送するため、CMが完成した時点で、CMデータを発注者に提出すること。

(2) テレビCM以外の広報宣伝

① その他、広報宣伝面で効果のあるパブリシティ、新聞広告等の告知方法を組み合わせて提案すること。なお、チラシについては別で制作するため、提案の対象としない。

② パブリシティ素材（パネル等必要な素材一式）など広報宣伝で必要な場合は、受託者の負担とする。

(3) 防府競輪PR用CMの制作

防府競輪PR用として使用できる15秒のCMを1本以上制作すること。

① 使用期間

本契約締結日から3年間

② 本動画制作に必要な費用は受注者の負担とする。

③ CM内容は受注者の提案に基づき、協議の上決定するものとする。

④ 本契約終了後であっても、上記使用期間内であれば、発注者または発注者の指定する第三者は、他の業務において本動画を使用できるものとする。

⑤ 本CMの末尾には、通年使用可能な押さえ画像を挿入すること。

なお、当該押さえ画像については、今後開催タイトル等を追記できるスペースをあらかじめ確保するものとし、当該追記・加工は防府市において実施可能な仕様とすること。

⑥ 本CMは地上波テレビ放送での使用は予定していないため、テレビ放送に係る費用は見積金額に含めないものとする。

なお、CS放送、場内デジタルサイネージ等で使用する予定があるため、当該媒体での使用に必要な権利処理等を含めた内容とすること。

6 業務完了報告書及び成果物の提出

- (1) テレビスポットCM(15秒)及び防府競輪PR用CM(15秒)のデータを保存したDVD
- (2) 使用した素材の無加工データ(静止画・動画含む)一式を保存したDVD
- (3) 放送したことを証明する放送確認書
- (4) 報告書

7 著作権等及び仕様

- (1) 本業務により納品された映像や画像、音楽(以下「本著作物」という。)に関する全ての著作権(著作権法第27条、同第28条に規定する権利を含む。)、本著作物に係る知的財産権、その他一切の権利を発注者に無償で譲渡する。
- (2) 制作に使用した素材及び出演者に関する著作権者は、発注者とする。
- (3) 出演者及び第三者の著作権、その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は広告料に含まれるものとする。
- (4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (5) 本業務で制作したものは、不特定多数の視聴者等に向け、防府競輪ホームページ及びケーブルテレビ等での放送など、発注者が自由に複製し使用できるものとする。
- (6) 映像の出演者の肖像、音声、氏名、略歴等については、少なくとも令和9年3月31日(水)まで、発注者は無償で使用できるものとし、当該期間中の映像に係る出演者のパブリシティ権(肖像権)は、無償で発注者に帰属するものとする。

8 中止等が決定した場合の対応

- (1) 記念競輪が中止、一部中止等した場合の業務内容及び委託額等の取扱いについては、発注者と受注者が協議の上決定すること。
- (2) 発注者が本業務の精算に係る事務を行う際の参考とするため、受注者は発注者から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に実施した業務に係る費用について積算したものを、発注者の指定する日時までに提出すること。

9 費用

企画競争参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

10 その他

- (1) 本業務の受注決定に際しては、企画全般に関して防府市と協議をした上で最終案を確認後、改めて見積書及び計画書を提出するものとする。
- (2) 受注者は、業務の遂行において疑義が生じた場合又は事故があった場合は、直ちに者にその旨を報告しなければならない。
- (3) 受注者は、業務遂行にあたり、「重要情報資産・個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、業務上知り得た情報等を他に漏らさないこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、受注者決定の後、協議の上決定するものとする。